

中川村新型コロナウイルス感染症対策農業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が減少した村内農業者の経営安定を図るため、予算の範囲内において中川村新型コロナウイルス感染症対策農業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 主たる事業の拠点が村内に所在する農業者（以下「農業者」という。）であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが確実に証明できる農業者であること。
- (2) 令和2年4月又は令和2年5月の売上額が前年同月に比して、10パーセント以上減少していること。
- (3) 施設園芸を主品目としている認定就農者、認定農業者又は人・農地プランにおける地域の中心となる経営体（担い手）として掲載されている者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、平成31年4月及び令和元年5月の売上額から令和2年同月の売上額を差し引いた金額に2分の1を乗じた額とし、上限額は30万円とする。ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、中川村新型コロナウイルス感染症対策農業者支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を村長が別に定める日までに提出するものとする。

2 前項に規定する申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 売上額等の算出根拠
- (2) 該当月の売上額を示すもの
- (3) 理由書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者に中川村新型コロナウイルス感染症対策農業者支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の概算払）

第6条 村長は、必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 村長は、補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、当該決定を取り消すことができ、補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年5月14日から適用する。
（失効）
- 2 この要綱は、令和2年6月30日限りその効力を失う。